



学校で性暴力被害が おこったら

被害・加害児童生徒が
同じ学校に在籍している場合の
危機対応手引き

目 次

はじめに……………2

性暴力とは……………2

学校での性暴力被害対応 概要……………3

学校で性暴力被害がおこった場合のタイムライン(学校全体の取り組み)……………4

I 未然防止……………5

II 早期発見……………6

III 被害児童生徒への対応(総論)……………6 **急いで対応!**

IV 被害児童生徒への対応(各論)……………7 **急いで対応!**

A 初期対応……………7

B 中長期の支援……………9

V 被害児童生徒の心のケア……………10

コラム 性暴力被害の一般的なトラウマ反応……………11

VI 性問題行動を起こす児童生徒への対応……………12

VII 子どもへの聴き取り……………14 **急いで対応!**

VIII こんな時どうしたら……………16

Q1 被害児童生徒が被害届を出したくない／
他の機関には相談したくないという時には?……………16

Q2 加害児童生徒が認めないときの対応……………16

Q3 学校が被害児童生徒や保護者から
加害児童生徒の出席停止を求められたら?……………17

Q4 インターネット上の被害を相談されたら?……………18

警察にできること……………19

弁護士にできること……………20

コラム 性暴力被害者支援センターにできること……………20

マスコミの立場から……………21

つなぐ先一覧……………22

付録：ケースシート……………23

参考文献……………24

参考サイト……………24

執筆協力機関・協力者一覧……………24

はじめに

この手引き作成のきっかけとなったのは、性暴力被害者支援センター・ひょうごのホットラインへの、先生からのSOSでした。「被害者も、加害者も、うちの大切な生徒。どうしたらいいのでしょうか」という声は切迫していました。

国においては平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、兵庫県教育委員会はそれより以前に平成19年から教職員用の「いじめ対応マニュアル」を作成しています。学校における性暴力被害対応は、いじめ問題への考え方や取り組みと基本的には同じです。しかし異なる点として、目撃者がいないことが多く事実確認が難しいこと、性の問題は扱いにくいこと、プライバシーへの配慮が必要であることの3点が挙げられます。また場合によっては医療機関や警察との連携も想定されます。事態を過小評価したり、一部の教職員が抱え込んだりすることで、被害児童生徒へのケアが後手になるばかりか加害児童生徒も過ちを正すチャンスを失うことになりかねません。

本手引きは兵庫県教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」平成29年度版を参考に、冒頭の事例のあった学校教諭を中心に教職員を支援する関係機関と有識者が5回のワーキングを経て作成されたものです。

「加害・被害児童生徒が同じ学校に在籍し、学校の管理下でおこった性暴力被害対応」という、最も学校が対応に苦慮するケースに焦点を当てましたが、家族からの性虐待や、加害者が教職員、外部の者であっても対応のポイントは同じです。紙面の都合上、最も重要な予防教育については簡単に記載するにとどめていますので、巻末の文献をご参照ください。この手引きを活用し、学校が子どもたちにとって安心で安全な場所となるよう、学校内だけでなく関係機関とチームとして取り組んでいただけることを願っています。

執筆者代表 田口奈緒

性暴力とは

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義されます。「意に反する」というのは、被害者が「嫌だ」と言った時だけではなく、嫌だけでも断れない、逃げられない、応じざるを得ないといった状況も含みます。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為とは限りません。のぞきや下着を盗る、ポルノや性行為を見せる、性的な被写体として撮影する、露出した性器を見せる等の非接触型の性暴力もあります。皆の前で下着をおろす、服を脱がすといった性的いじめも性暴力です。

性暴力の被害者は女子だと思われがちですが、実際には男子も被害に遭います。加害者の性別も、被害者の異性と

は限りません。性的いじめと考えれば分かりやすいように、性暴力は性を手段にした支配や攻撃ととらえることができます。

子ども間の性暴力は、年齢差や体格の違い等、加害者と被害者の間に発達や力の差があることがほとんどです。同じ年齢であっても、性差や学級内での地位の差等、子ども同士の力の差が存在します（「子どもへの性暴力 その理解と支援」 藤森和美・野坂祐子編）。

本手引きでは、13歳未満の子どもへの性的行為および13歳以上であっても上記のようなパワーバランスの差のもとに行われた、本人の望まない性的行為は性暴力であると定義します。

学校での性暴力被害対応 概要



学校での対応は程度にもよりますが、危機対応としては中級から上級の対応になります。おこってしまってから慌ててマニュアルを使うようではほとんどうまくいきません。

学校においては、日頃からの性教育とコミュニケーションスキルをベースにして被害を早期にキャッチする仕組みを作り、実際に事件が起こった際には危機対応と児童生徒への支援を両輪に、管理職がスピード感を持って対応していく必要があります。

学校の管理体制：

- ①情報収集
- ②事実確認
- ③性暴力被害対応チームの結成
- ④連絡(保護者・教育委員会)
- ⑤外部機関との連携

中長期支援：

- 加害児童生徒との分離
- 本人・保護者との定期的な連絡
- 進級・進学時の引継ぎ

児童生徒への支援：

- 児童生徒が話しやすい教職員
(担任、スクールカウンセラー、養護教諭など)
- 保護者への心理サポート
- 被害児童生徒対応
支持的かつ慎重な聴き取り
トラウマ反応への心理教育
本人・保護者からのニーズの把握
- 加害児童生徒対応
事実確認と指導を分ける
再発予防

早期発見：

- いじめアンケートなど訴えやすい環境づくり
- 児童生徒との定期面接

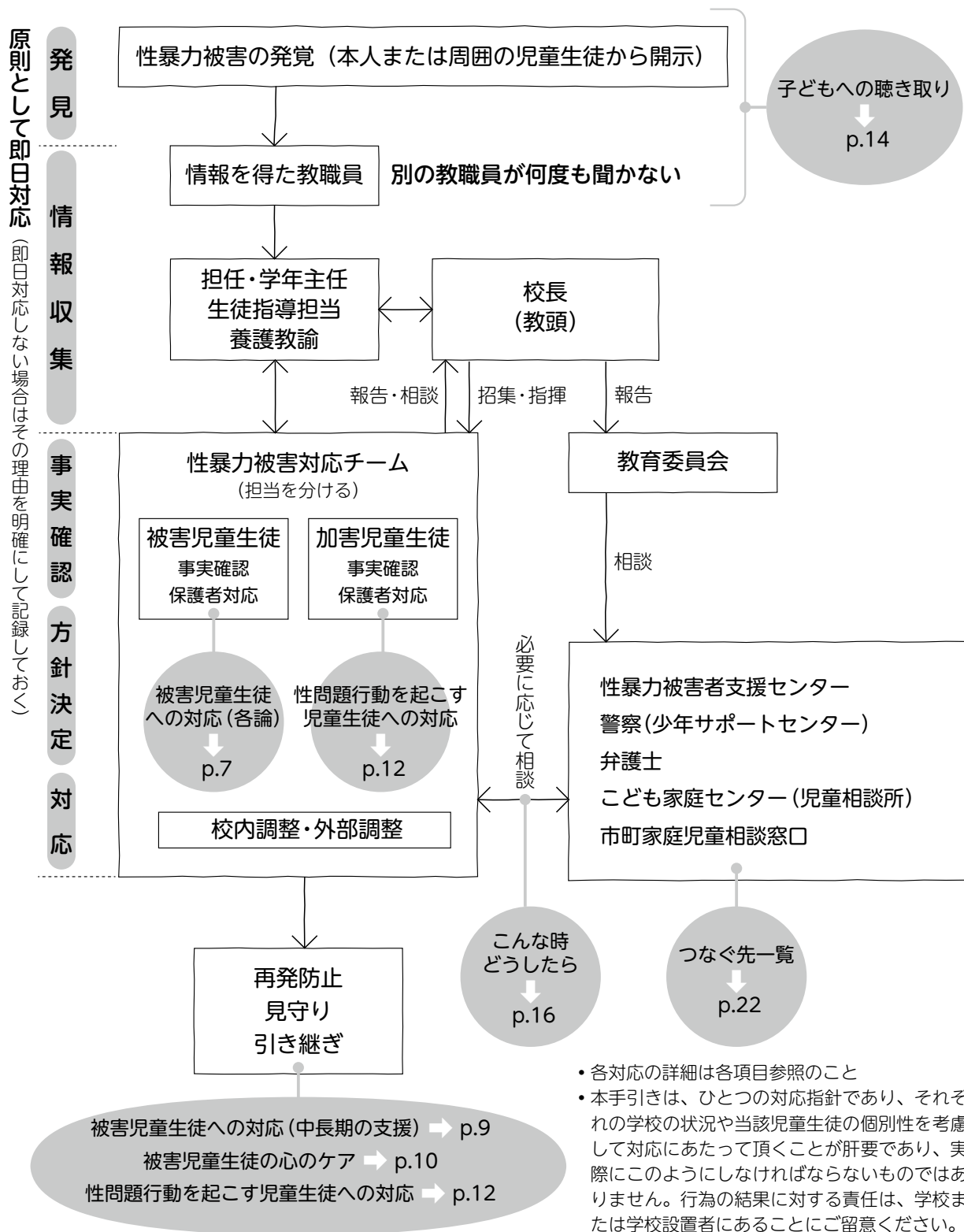
未然防止：

性教育：プライベートゾーン／境界線／いいタッチ・わるいタッチ
コミュニケーションスキル：自分を助けてくれるひと／スマホの正しい活用法

学校で性暴力被害がおこった場合のタイムライン

学校全体の取り組み

- ◆性暴力は(疑い段階でも)重大事態として対応
- ◆抱え込まず、外部のサポートも得てチームで対応する



I 未然防止



未然防止のために小学校の低学年から必要な性教育とコミュニケーションスキルについての例を挙げました。基本となるのは、個人を尊重し、自分も他の人も大切な命であるということです。

毎年、計画的に性教育の時間を設定しましょう。また、保護者にも以下の未然防止のための情報を発信していくことが大切です。

1 プライベートゾーン

下着をつけたときに隠れるところを、「プライベートゾーン（自分の大切な場所）」と呼び、他の人に見せたり触らせたりしないこと、また他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないことを伝えます。

2 境界線

境界線というのは、自分と他の人を、また自分のものと他の人のものとを分けている線です。境界線を守ることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なことであると伝えます。

- ・物理的な境界線 例 人のものをかってにつかわない、ほかの人とはくっつかない
- ・心理的な境界線 例 ないしょにしていることをかってにほかの人にいわない
- ・社会的な境界線（法律や規則） 例 ものをぬすんだら、おまわりさんにつかまります

3 いいタッチ、わるいタッチ

いいタッチ、わるいタッチがあることを伝えます。

- ・いいタッチ：うれしい、楽しい、安心、心が温くなるタッチ
例 あくしゅ、ハイタッチ、あたまをなでる、てをつなぐ、おかあさんのひざにすわる
- ・わるいタッチ：痛い、怖い、悲しい、心が変な感じがするタッチ
例 なぐる、ける、プライベートゾーンをさわる

4 自分を助けてくれる人

日常生活で、様々な人に助けられていることや自分も人を助けることができているかを振り返り、困った時に誰に相談したらいいかをふだんから決めておくことが大切と伝えます。

5 スマホとの付き合い方

使い方を誤るとトラブルを招くため、出会い系サイト等の危険性を伝え自分の画像（特に裸）は送らないなどの指導をします。これは情報モラル教育にも含まれる内容です。

6 性をめぐる人間関係

- ・それぞれの性の違いを認識し、お互いの考えや気持ちを尊重する
- ・相手を従わせたり、嫌がることをしない

Ⅱ 早期発見



早期発見のツールの一つとしてアンケートがあります。「いじめアンケート」を行う際に、性暴力被害もいじめの一つであることを説明し、性暴力被害の項目を作ることが望ましいです。性暴力被害は見えにくいことが多いので、保健室などで性についてオープンに話せる環境づくりなど情報を入手しやすいような工夫が必要です。

Ⅲ 被害児童生徒への対応(総論)

急いで対応!



傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすることによって、子どもたちが日常を取り戻し、学校が安心・安全な居場所となることが支援の目標になります。

1 ト라우マ反応を理解する

被害を受けた児童生徒は、しばしば、心やからだに大きな衝撃を受け、傷ついて混乱しています。そのため、聴き取りのとき、尋問のようになってはいけません。また寝られない、食べられないなどの身体症状、その時のことを急に思い出す(フラッシュバック)、赤ちゃん返り(退行現象)など様々な変化があらわれることがあります。これらは、このようなつらい出来事の後、誰にでも起こりうる当たり前の反応(＝トラウマ反応)であり、一時的なものであることを本人に伝えてあげることが大事です。また、支える教職員や保護者などもこのことを十分理解して対応することによって、本人の不安をやわらげることができ、心のケアになるのです。

2 二次被害を防ぐ

被害児童生徒を守るためにはどうしたらよいか、本人や保護者は何を望んでいるか、回復のためにはどのようなことが必要か、そのことを理解していないと、被害児童生徒が再度、同様な被害にあったり、教職員や友だちから心ないことを言われたり、配慮のない対応で本人が傷ついたりすることが少なくありません(二次被害)。

このような二次被害を防ぐためには、トラウマ反応の理解とともに、本人や保護者との連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮(登下校の見守りや保健室対応、教材内容のチェックなど)を相談することなどが大切です。本人や保護者と一緒に、無理のないペースで進めることで、二次被害を最小限に抑えることが出来ます。

3 チームで支援する

以上のような配慮は、とても教職員が1,2人で対応できることではありません。特に加害児童生徒も同じ学校にいる場合、対応に苦慮することが多いです。一部の教職員に大きな負担がかからないように学校内でチームを組んで支援します。そうすることで支援のミスが少なくなるばかりか、教職員の燃え尽き(バーンアウト)を防ぐこともできます。また、教育委員会をはじめ、性暴力被害者支援センターなどの専門機関と連携することで、よりスムーズな支援につながります。これらの専門機関とは、日常からの関係作りが大切です。

IV

被害児童生徒への対応（各論）

急いで対応！

＊重大事態と捉え、原則として即日対応する必要があります。

（時系列にそった記録を取ってください）

A 初期対応



1. 被害児童生徒本人から打ち明けられたら？

被害児童生徒が安心して話せる場所で話しやすい教職員が話を聴きます。最初の段階では、事情聴取のように根掘り葉掘り聴く必要はありません。巻末のケースシートを利用するなどして、「誰に、何をされたか」を聴き、何度も被害にあっている場合には可能であれば直近の被害日時について確認します（⇒子どもへの聴き取り p.14）。傷ついた気持ちに寄り添い、言いにくいことを「話してくれてありがとう」と伝えましょう。さらなる聴き取りは十全に準備をしたうえで行います。



2. 本人以外の児童生徒から相談されたら？

誰がいつ、どのような場面で知ったか、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかを確認します。情報を提供してくれた児童生徒に対しては「先生に相談してくれたことは間違っていないよ」という姿勢を示した上で、この話を広げないことと、困った時に相談できる教職員の名前を伝えます。被害児童生徒が開示を嫌がっている場合や了解しているかどうか分からない場合は、慎重に進めないと、心配して情報を提供してくれた児童生徒の立場を悪くしてしまいます。



3. 管理職へ報告し、チームで対応しましょう

いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始します。なにより管理職のスピーディな判断が重要です。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。

最初にチームを作って役割を決めます。性暴力被害の場合、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安・心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合、同時に加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めます（⇒性問題行動を起こす児童生徒への対応 p.12）。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。一人の教職員に負担がかかりすぎないように、事案ごとにスクールカウンセラー、養護教諭なども含めたチームで対応する必要があります。

被害児童生徒の保護者に連絡し、はじめに学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを強く約束することが肝要です。そして「いまのところわかっている情報」を共有し、以下について保護者に伝えます。

- ①**医療機関受診の必要性**（治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピルが有効な72時間以内の場合など）
- ②**心とからだのケアの必要性と、性暴力被害者支援センターのような専門機関に相談するメリット**（保護者だけでも相談は可能です⇒性暴力被害者センターにできること p.20）
- ③**学校内で今回の出来事を知っている教職員（チームのメンバー）**
- ④**警察に通報する意思はあるかの確認**（被害直後であれば、事実を証明する証拠を採取することが可能です⇒警察にできること p.19）



4. 学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決めましょう

児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮します（とくにSNSへは注意が必要です）。

教職員の情報共有の範囲を決めます。

「疑い」の段階であっても教育委員会への報告は必要です。性暴力被害加害の対応については、苦慮することが多いため、教育委員会の援助も得ながら、専門機関からの助言で救われることもあります。（性暴力被害者支援センター等の相談窓口では教職員からの匿名での相談や電話相談も可能です。初期対応での注意点や被害児童生徒への配慮など第一報の時点から助言があることで学校の緊張と負担が軽減します。）

さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉、医療へ相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまで本人の意思やペースを大事にしてください。

（ア）医療費の保険部分は、学校管理下であればスポーツ振興センターへの申請が可能です。

（イ）カウンセリングなど自己負担分は、被害者支援の助成が可能な場合もあります。

（ウ）警察や性暴力被害者支援センターへの相談で、費用のサポートができる場合もあります（⇒つなぐ先一覧 p.22）。



5. 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために

担任もしくは支援担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考え、学校に来ることなどへの不安・心配はないかを本人にたずねます。当分の間、保護者が送り迎えする方がよい場合もあります。

被害児童生徒とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- ・ **誰かが被害のことを質問した時にどう答えたらよいか**
- ・ **被害を受けたことで学校内で行けなくなった場所があるかどうか**（加害児童生徒の別室登校など、被害児童生徒を守る具体的な方法の提示も必要になることがあります）
- ・ **どういう状況（男性と2人になる、後ろから背中を叩かれるなど）で精神的に不安定（パニックになる、呆然とたたずむなど）になるか**（教材や性教育など行事での配慮が必要になることがあります）
- ・ **同じような被害を受けそうになった時にできることの具体的な例**（すぐにいや！と言う、逃げる、理由を言って離れる、先生など大人に話すなど）

「うわさ」になっている場合は、本人、保護者の方承のもとに、「うわさ話を広げることによって、傷ついた子がより学校に行きづらくなることをわかってほしい」などとクラスや学年で児童生徒に伝えます。



6. 本人、保護者と定期的に連絡をとりましょう

保護者の気持ちを学校が受け止めなければならない場合も多くあると思います。児童生徒が被害にあうことにより、保護者も傷つき動揺します(同様なトラウマ反応を起こします＝代理受傷)。保護者自身の怒りや不安から、事件の解決を急いだり、将来のことまで心配したりすることもあります。ていねいに保護者の話を聴き、気持ちに寄り添うことで落ち着くことができます。児童生徒の回復には、保護者の関わりが大きく影響してきます。ただし、保護者の気持ちと本人の気持ちがずれてしまうこともしばしばみられるため、本人の気持ちや考えを十分に聴いてあげないと、本当の回復にはつながりません。本人のことをしっかり理解しながら、学校と保護者がよい連携をとっていくことが子どもの回復につながります。

また、被害児童生徒が学校で以前と変わらずに過ごしているように見えても、家では疲れて勉強が出来なかったり、暴れていたりすることは珍しくありません。本人と定期的に話したり、保護者に連絡して家での様子を聴いたりして、本人の状況を把握します。

被害児童生徒の学校生活における配慮事項も徐々に変化していくので、定期的に支援体制の見直しをしなければなりません。不眠、食欲不振、集中できないなどの状態が続くようなら、医療機関への紹介が必要かもしれません。

B 中長期の支援

1. 時間がたつと心理的な影響(トラウマ反応)が見えにくくなり、周囲の理解はうすれがちになるため、心ない発言をしてしまうことがあります。進級や進学の時には、事件を思い出すものや、未だに回避しているものなど注意する点について、本人や保護者と十分相談のうえ、引き継ぐ必要があります。
2. 回復していると思っていても、本人・保護者に対して長期に見守っていく体制が必要です。何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したり、服装や髪型が変化したり性的な問題行動(性非行など)を起こしたりすることがあるからです。また進学など重大な決断を迫られているときや、別の苦難が訪れたときに、トラウマ反応がぶりかえすことは珍しくありません。時間の経過とともに改善することが多いですが、長引くようなら専門機関につなげると良いでしょう。

本人が過去の被害を訴えたときには？

性教育の講演を聴いた後や成長の過程で、過去の経験が性暴力被害であった事を認識し、周囲に打ち明けることがあります。性暴力被害の再現や無差別の性行為のほかに、家出、自殺未遂、薬物乱用、および自傷行為として現れ、過去の被害が判明することもあります。被害が明らかになった時点で、話してくれたことをねぎらい、今の暮らしが安全であり安心できるよう考えていくという点は被害直後の対応と同様です。



被害児童生徒の心のケア



心のケアとは、決して、一定の時間を割いて子どもの話を心理の専門家が聴くカウンセリングだけを意味する訳ではありません。身近な教職員をはじめ周囲の関係者が、子どものニーズに寄り添い、子どもが話をしたそうな様子なら話を聴いてあげることも、心のケアにつながります。

被害児童生徒の心のケアのためには

1. 日常生活である学校や家庭が安心・安全な場所であること

傷ついた心を癒すために一番重要なことは、本人がこれ以上、恐怖や不安などを感じないですむように、物理的にも心理的にも安心・安全な環境にということです。

物理的な環境とは、例えば、再被害にあわないように学校内・外で加害児童生徒との接触を防いだり、その他の危険な目にあわないように誰かと一緒に登下校したりすることです(⇒安全な場所の確保・維持、再被害防止のために p.8)。

そして心理的に安心・安全でいるためには、周囲の人(保護者、教職員など)が本人の傷ついた心について、十分理解できていることが肝要です。次ページのコラム「性暴力被害によるトラウマ反応」を知っておきましょう。特にどのような時にフラッシュバックが起きるか、もしくはどういうこと(場所、人、状況)を避けているかを早めに本人に確認しておく、二次被害を与えないですみます。

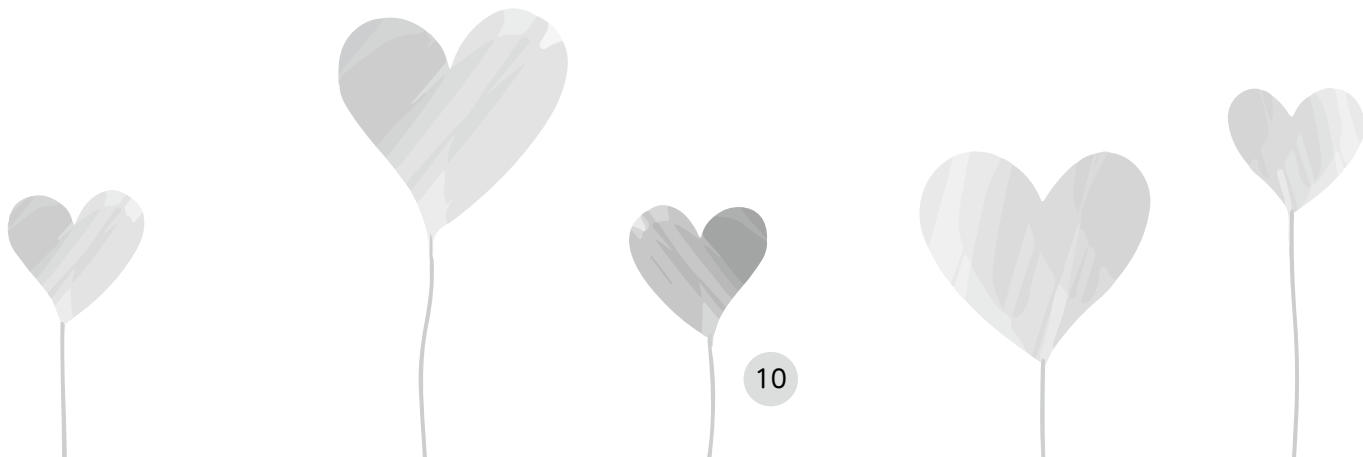
こもりがちになってしまった被害児童生徒に、定期的に声を掛けたり、話をしたりするなど周囲からの気遣いや支援が、本人の安心・安全感を取り戻す一助になります。また、学級みんなが知らなくても、信頼できる友だちが本人のことをよく理解しているならば大きな助けになります。

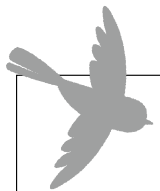
2. 本人の主体性を支援すること

性暴力被害に対して、自分はすることもできなかったという無力感や自分が悪いからこうなったという罪悪感を持つことがしばしばあります。また、恐怖や不安、様々な心身の症状から、どうしても消極的、悲観的になりやすく、今まで持っていた自信も失われてしまいます。そのため、少しずつでも、本人自身が出来ることを広げていく必要があります。

自分が好きだったこと、みんなから認められていたことなどが少しずつ出来るようになると、自信が出てくるようになります。本人が「自分で」決めることができるよう促し、支えてください。例えば、学校を休むかどうか、教室の中で座る場所、休み時間の過ごし方など、生活を送るうえで不都合や課題が生じた際に、世間体や常識に囚われず、よりよい対処を一緒に考えてみようとする姿勢が大切です。

まずは本人が頑張っているところをしっかりと支えてあげてください。





コラム

性暴力被害の一般的な トラウマ反応

1. 身体反応

言葉にすることが難しい子どもたちは、事件後の自身の変化を周囲にうまく伝えられず、身体反応（腹痛、下痢、便秘、生理不順、頭痛、食欲不振、不眠など）が出現しやすい

2. 情緒的反応

不安・恐怖、ゆううつ、茫然としている、気分がコロコロ変わる

3. 行動での反応

赤ちゃん返り（退行現象：親にくっつきたがる、一緒に寝たがる）、行動が消極的、自暴自棄的な行動（自傷行為、性非行）をとる

4. 思考の反応

マイナス思考、被害時のことを覚えていない

5. PTSD症状

再体験症状：出来事に関連するようなことがきっかけとなり、被害時のことを急に生々しく思い出す（フラッシュバック）、夢に出来事の内容が出てくる（「嫌な夢を見る」と表現することもある）

過覚醒症状：物音に敏感になる、落ち着かず集中力が低下する、警戒心が強くなる、眠れない

回避症状：出来事を思い出すようなことを避ける（性暴力被害があった場所、加害児童生徒に関すること、性暴力被害のニュースやドラマでの同様なシーンなど）

※もともと他にもトラウマを抱えていたり、被害後に十分対応してもらっていなかったりした場合、上記の症状に加えて、**対人関係がうまく築けない、感情のコントロールができない、自分をとても卑下する**などが見られます。

被害児童生徒から被害の状況を聞いたときに、心身の不調も訴えるかもしれません。その時は簡単に上記のような反応が出るのは当たり前のことだと説明し、のちに性暴力被害によるトラウマ反応の心理教育パンフレットなどを渡して説明しておいた方がよいでしょう。

⇒参考文献 p.24 『子どもへの性暴力ーその理解と支援ー』（藤森和美・野坂祐子 編）

⇒参考サイト p.24 「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」

VI 性問題行動を起こす児童生徒への対応

A 性問題行動の要因を理解しましょう

性問題行動は、ほとんどの場合、性的欲求のみで起こるわけではなく、相手を支配・抑圧したいという要素を含んでいます。子どもの場合、対人関係全般に課題があることも少なくありません。

性問題行動が起こるには、以下の4つの要素が絡み合っているとされています (Friedrich, W. N., 2003)。

- ① 性に関する誤った学習をしてしまう環境がある (保護者がしばしば性的な話をする、子どもの前でAVビデオを見ている、家の中で平気で裸でいるなど)
- ② 保護者の養育能力が低い (保護者が精神疾患などで家事やしつけができないなど)
- ③ 暴力や威圧、不公平な関係を学習する環境がある (虐待がある、保護者のDVを目撃している、保護者がきょうだいをえこひいきする、学校や習いごとなどでいじめられた経験など)
- ④ 衝動性のコントロールが弱い (注意欠如多動症 (ADHD) など)

B 性問題行動を予防することが重要です

性問題行動は、習慣化しやすいため、早期に対応することが必要です。性問題行動が発覚した時も、初めてではないことが多く「たまたま、触ってしまった」ということは、ほとんどありません。教職員の役割としては、モニタリング (見守り)、日ごろの行動の把握、特にリスクの高い時間帯や場所は注意しておくことが必要です。加えて、積極的にオープンなコミュニケーションを図り、児童生徒とのつながりを作ること、疑わしい言動があればためらわずにふみこんで話をすることが肝要です。

今後、性問題行動を起こさないためには、その子ども自身が今まで行った性問題行動のパターンを認識して、修正していくことが大事です。

1. 性に関するルールと知識を教える

再発予防のためには加害児童生徒への性教育や心理教育が必要になります。この性教育は難しいように思えますが教職員にもできることは多く、まずは性に関する基本的な知識とルールを教えることが大切になります。場合によっては、ルールの1つとして法律があること (強制わいせつ罪、公然わいせつ罪など) を説明することが有効な場合もあります。こういった性教育を教職員が行うことは加害児童生徒が犯罪に至るのを防ぐ助けとなります。

低年齢の場合、この手引きの最初に述べた「プライベートゾーン」「いいタッチ、わるいタッチ」「境界線 (バウンダリー)」「自分も他の人も大切にする」などについて学習することは大事です。プライベートゾーン (下着で隠れるところ) は自分だけの大切な場所であり、ルール (見ない、見せない、触らない、触らせないの4つ) があることを教えます。併せて、性問題行動はそのルールを破ったことになり、加えて殴る、けると同じで、わるいタッチであり、暴力の1つであることも伝えます。とくに「境界線 (バウンダリー)」が守られているか、自分のものと人のものとの境界線がちゃんとあるか、人の領域に侵入していないかなどが、重要なポイントです。

保護者にも協力してもらい、家庭が性に対する誤った学習をしてしまう環境になっていないかどうか

かを見直すことも必要です。

なお、加害児童生徒自身が、過去にポルノや性行為を見せられていたり、体や性器に接触されたり挿入されたりするなどの性暴力を受けていることがあります。加害児童生徒が過去の被害を思い出したとき、その辛かったり、腹が立ったりした気持ちに焦点を当てることで、自分がした行為が相手を同様な気持ちにさせたことに気づくことができる場合もあります。

2. 家庭での問題を保護者と一緒に考える

家庭での「境界線（バウンダリー）」の問題がある環境では、本人の居場所としての物理的空間の確保、時間や行動についての規則などを保護者と一緒に考える必要があります。また、家庭内が不適切な養育環境と思われる場合は、本人が学校でも家でも頑張っているところを認め、極力ほめることが大切です。

3. 衝動性をコントロールする

衝動性をコントロールするには、衝動となる刺激を少なくすることです。性問題行動を起こしやすい状況をつくらないようにします（例：人けの少ない時間、目につきにくい場所、特定の子が一人になるなどの状況）。例えば、休み時間も教職員の目につくところで遊んでもらったり、下校についても一緒に帰る友だちや時間、帰る道など指定します。その他の衝動性のコントロールは、ADHDの対応を参照してください（⇒参考文献 p.24）。これらも保護者の協力が必要です。

4. 性問題行動のパターンを修正する

どのようにして性問題行動が起きているか、そのパターンを子ども自身が認識することも必要です。性に対する誤った考え方を修正し（相手もそんなに嫌ではないだろうなど）、同じパターンに陥らないようにします。性問題行動のためのワークブックを活用し、定期的に復習するとよいでしょう（⇒参考文献 p.24）。

専門機関につなげた方がよい場合

性問題行動が悪質な場合、注意しても繰り返されている場合、かなり計画的に行われている場合、家庭が不適切な養育環境にある場合などは、こども家庭センター（児童相談所）、少年サポートセンター、医療専門機関などにつなげて一緒に対応を考える方が安全です。

C 保護者への心理教育

性問題行動を起こした児童生徒の保護者は、どうしても事態を過小評価し、偶発的な性行動ととらえがちです。今後さらに悪化する場合もあること、子どもとの情緒的なコミュニケーションと適切なモニタリング（見守り）が不可欠ということを伝えます。モニタリングには性刺激を管理することも含まれるため、子どもだけでなく保護者にも心理教育が必要です。



事実確認と生徒指導は区別する

学校で性暴力被害に対応するのは、子どもの不自然な様子（年齢に見合わない強い性的関心や性的行動など）があつて本人に話を聴いた時に開示があつた、友だちから教職員に情報が入つた、という偶発的な場合と、本人が教職員に「聴いてほしい」と積極的に話をしてきた、という意図的な場合の2つがあります。当事者に話を聴く際には以下の点に十分注意して、まず事実確認をする必要があります。聴き取った内容は巻末のケースシートを利用するなどの方法で、確実に記録をしておくことが「何度も話を聴かれる」という二次被害を防ぎます。

以下の点は、被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒から聴き取りを行う際にもポイントとなります。

1 〈環境〉他の人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く

話が中断しないように、例えば電話などでの邪魔が入らないようにします。偶発的な状況として話を切り出す時には、「最近元気がないみたいだけど、何かあつたら教えて」「ここに怪我をしているね。どういふことがあつたのか、教えて」というのが、よくある導入の仕方です。

2 〈態度〉感情的な対応にならない

子どもは最初から全てを開示することはありません。事実の一部だけを話して相手の様子を見て、この人にそれ以上の話をしても大丈夫かどうかを感じ取ろうとしています。性の話は聴く方にとっても負担が大きいのですが、大人が怒りや動揺を見せたり、「それはひどい」とか「どうしてそんなことをしたんだ」などと加害児童生徒や被害児童生徒本人を非難したりすると、子どもはそれ以上話ができなくなってしまいます。

3 〈スキル〉

(1) 無理に聴きすぎない

重大なことだと思つて「いつ」「どこで」を確認したくなりますが、**最初の段階**では「誰が」「身体」のどの部分に」「何をした」のかを聴き取ることができたら、それだけで十分です。特に小学校低学年や知的障がいのある児童生徒の場合は、「時」の概念がまだ十分に育っていないため、被害に遭つた日を間違えて伝えてしまつて、事実誤認につながることもあるため、注意が必要です。子どもが自ら積極的に詳しい話をしている場合には、それを遮る必要はありませんが、こちらからあれこれ質問することは避けましょう。しかしながら被害内容によっては緊急避妊など医療機関を受診する必要があるかどうか判断するために「いつ」について尋ねなくてはならないこともあります。

話が一段落ついたら、話をしたくなつた気持ちを十分に受けとめた上で、「話をしてくれてありがとう。とても大事な話なので、どうするのが一番いいか、信頼のできる人たちと相談をするから、その後でもう一度話を聴かせてくれる?」と後につなぐようにします。

(2) 誘導や圧力にならないように気をつける

「〇〇さんから聞いた」は誘導につながります。また「なぜ」「どうして」(Why)という言葉は、子どもに「非難されている」という圧力をかけてしまいますので、「どういふことで」(How)に言い換えてください。(「どうしてそこに行ったの?」ではなく、「どういふことがあって、そこに行くことになったの?」など)

(3) 開示をほめすぎない

「そんなつらいことをよく話してくれた」という気持ちになるのは当然ですが、それを伝えるのは面接の最後にしましょう。開示直後にそれを伝えると子どもは、ほめられた、もっとほめてもらおうと思って、「話を作ってしまう」こともあるからです。

4 〈今後のこと〉

(1) 確認などのために他の人がもう一度話を聴くことは避ける

被害体験を忘れたいと思っている子どもにとって、何度も話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになります。また子どもの話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスクもあります。性暴力被害は、医学的な診察では異常所見が見つからず、子どもの話が唯一の証拠になることも少なくありません。大人の側の不用意な対応によって、大切な証拠の価値を失ってしまうことは避けなければなりません。

(2) わからないことは言わない・できない約束はしない

「加害児童生徒は転校することになると思う」などと言いたくなる気持ちはわかりますが、加害児童生徒が必ずしも処分の対象にならない場合もあり、そうすると子どもは「先生もうそをついた。私を守ってくれなかった」と信頼を失うことになります。

また子どもが「他の人には言わないで」と言ったら、「誰に言われるのが心配なの?」「言ったらどうなってしまうと思うの?」と尋ねてください。「そういうことが心配だったのね」と子どもの気持ちをちゃんと受け止めてから、「でもあなたの話は子どもの安全を守る仕事の人に伝えなければならない」「あなたが心配していることもちゃんと一緒に伝える」ことをわかりやすく説明してください。「言わないからお話して」というのは、子どもにうそをついて裏切ることになります。

(3) 次に相談できる機会を提供する

性暴力被害を疑って話を聴こうとしても、子どもはまだ心の準備ができていないかもしれません。その時には開示がなかったとしても、話をする時間をとってくれたことにねぎらいの言葉をかけ、「困ったことがあったら誰か相談できる人はいる?」「話をしたくなったらまた聴かせてね」と、次の開示の機会もあることを伝えておきましょう。

(4) 一人で抱え込まない

教職員が一人で対応しようとせずには校内のチームで十分に検討してください。「もう少し様子をみてから」などという結論になり校内での対応に納得できないことがあるかもしれません。そういう時には性暴力被害者支援センターや医療機関など、校外の第3者機関に相談してください。それが子どもの将来を守ることにつながる場合もあります。

VIII こんな時どうしたら



Q1 被害児童生徒が被害届を出したくない／ 他の機関には相談したくないという時には？

- 「言いづらいことを話してくれてありがとう」と話してくれた気持ちをまずねぎらい、そのうえで被害届を出したくない／他の機関とつながりたくない理由を聴いてみましょう。被害を受けた直後は何度も被害のことを言いたくない、思い出したくない、そっとしておいてほしいと思って当然です。周りに知られたくなかったり、加害児童生徒からの仕返しを恐れていたたり、自分も悪かったと思っ
ていたりする場合があります。「どうして」ではなく「どういうことで」という聴き方をしましょう。
- 警察などに相談することで加害児童生徒からの再被害を防げること、警察以外に性暴力被害者支援センターや医療機関で身体や心のケアができることなどを丁寧に説明します。電話やメールなど匿名でも、また時間がたってからでも、相談できるところがあることも伝えましょう（⇒つなぐ先一覧 p.22）。
- 相談を受けた教職員は立場上「秘密にしておくことはできない」とはっきり伝えましょう。そして、被害後、眠れない、おなかが痛くなるといった心やからだの反応が出る場合もあることを説明します。そうした時には状況をわかっている教職員が何人かいる方が安心して相談できるので、被害のことを伝えてもよい教職員（担任、養護教諭、部活担当、スクールカウンセラーなど）は誰かを児童生徒自身に選んでもらいます（⇒被害児童生徒の心のケア p.10）。
- 本人が今はその気になれなくても、相談を受けた教職員や被害児童生徒の保護者が相談機関とつながりアドバイスを受けることは、二次被害を避けるためにも大切です（⇒被害児童生徒への対応 p.6、⇒つなぐ先一覧 p.22）。

Q2 加害児童生徒が認めないときの対応

1

加害児童生徒が性行為は認めても、相手は嫌がっていなかった、むしろ誘われた、付き合っていたなど、暴力性を認めなかったと主張しています

- 事実確認と指導を分けることが重要です。事実確認では話を聴く側が感情的になったり、誘導尋問になったりしないよう注意が必要です（⇒子どもへの聴き取り p.14）。
- 加害児童生徒には、被害児童生徒を傷つけ法律に抵触する行為であることをはっきり伝えます。加害児童生徒のおかれている環境から、性に対する誤った考え方を学習していることがあります。指導の場面では何をもって相手が同意していると考えたか、付き合っていることが性行為の同意ではないことを、デートDVチェックリスト（⇒参考サイト「DVって何？デートDV」 p.24）などを使用し、男女での心のずれ、行動のずれを一緒に考えるようにします（⇒性問題行動を起こす児童生徒への対応 p.12）。

2 加害児童生徒が、性行為自体を認めない場合は？

- 事実確認と指導を分けるという点は前項と同様ですが、「加害者」と決めつけるのではなく、まず何があったかをオープンクエスチョンで聴き、やっていないという思いを受けとめます。
「詳しく教えて」「・・・やってない、君はそう思うんだ」等、淡々と事実を聴きます（⇒子どもへの聴き取り p.14）。
- 事実の確認後、加害児童生徒が話しやすい教職員が、信頼関係を壊さないようにしながら、段階的に、（被害）相手との関係をていねいに聴いていく中で、加害児童生徒の性知識のレベル、価値観、どこまでを性行為と認識しているのかを評価します。これまでに性暴力被害を受けたことはないか、性情報をどのように入手しているのかなど加害の要因を明らかにすることが、再発予防の上では重要です。
- 保護者からの叱責をおそれている場合やDV・虐待など深刻な環境にある場合、保護者に養育能力がない場合もあります。強姦性交や強制わいせつといった法律に抵触する事実関係を巡って被害児童生徒側と対立する場合には、警察や弁護士への相談といった第三者機関を活用し、学校内の担当者を決めて進捗状況などについても緊密な調整が重要です（⇒警察にできること、弁護士にできること p.19・20）。
- 「被害がなかった」ことが確実でない場合でも、被害児童生徒にとって加害児童生徒は脅威であり、校内や登下校時に会わないような配慮をすべきです。いじめの場合にいじめられた児童生徒の立場に立つことが原則であるのと同様です。

Q3

学校が被害児童生徒や保護者から 加害児童生徒の出席停止を求められたら？

- 尼崎市では「尼崎市立小学校及び中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続きに関する要綱」が制定されています。これは、児童生徒が素行不良等の行為を繰り返し行い、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合、校長が教育委員会に出席停止に関する意見具申を提出し、教育委員会が当該児童生徒及び保護者から意見聴取を行い、出席停止を決定できるとされています。
- 学校は、被害児童生徒の安心・安全な居場所作りについて最大限の配慮を行い、上記の出席停止命令についての要綱に基づきながら、加害児童生徒の別室学習や出席停止等の措置を講じなければなりません。同時に、加害児童生徒の教育を受ける権利も守らなくてはならないため、教育委員会と連携して、両者の思いに寄り添った丁寧な対応をする必要があります。

《補足説明》 運用するのが難しい理由として…

- 要綱では「規定されている行為を **繰り返す** 等・・・」と制定されており、現実的には運用のハードルは非常に高いことが想定されます。
- 出席停止期間は「可能な限り短い期間」と制定されているので、必ずしも被害児童生徒側の要望に添えるものになるとは限りません。

尼崎市教育委員会 いじめ防止生徒指導担当

Q4 インターネット上の被害を相談されたら？

- 子どもの気持ちを尊重しつつ、保護者にリスクと対応方法について情報を提供し、早期に動くことが肝要です。性的な誹謗中傷や興味本位の書き込みは、削除は早ければ早いほど二次被害の拡大を防ぐことができます。相談を受けてすぐに動くことで子どもの不安や孤立感の軽減につながります。
- 裸や性的行為の写真や動画は、だれが撮ったものでも所持しているだけで児童ポルノ防止法等に抵触することがあります。すぐに削除するよう指導しましょう。「自撮り」については、子どもも保護者も危機感が低い場合が多いので、より注意喚起が必要です。どの範囲まで画像が広がっているのか把握するための情報を収集する窓口(担当の教職員)を1本化し、情報をキャッチした時は、画像を所持している児童生徒に対して興味本位で拡散させないように指導してください。「いじめの傍観者」と同様に被害児童生徒を傷つけることになると伝えます。
- 拡散された画像や動画は「デジタルタトゥー」と呼ばれるほど、消すことが困難な場合が多いのですが、まず書き込みや画像等を確認したうえで証拠用に記録をしておきます。次に当該サイトの「削除・お問い合わせフォーム」から、「どのような規約違反があるか、どのような権利侵害(名誉棄損やプライバシー侵害など)に該当するか」を明記して削除依頼を出すことができます(兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル〈改訂版〉」<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyyuaru2908.pdf> 15頁「書き込み等の削除の手順」参照)。ただ保護者や学校だけでは対応できないことも多いので、子ども・保護者の了解を得て警察に相談しましょう。
- 保護者も含めたインターネットを使いこなす能力(ネットリテラシー)や性教育、人権教育は大事ですが、日頃から計画的に行っているものでなければ、被害が起こってから全校児童生徒に向けて指導すると、被害児童生徒や加害児童生徒のプライバシーがさらに脅かされるおそれがあります。ある程度時間がたって学校/学年全体が落ち着いてからでないと実施することは難しいものです。一方、被害後早い時期に、教職員に向けて性に関する正しい知識や性暴力被害についての研修を行うことは、被害がもたらす心身への影響や、加害にいたる様々な要因などを理解するうえで重要です。

インターネット被害に特化した相談窓口(2020年6月現在)

●兵庫県警察(サイバー犯罪に対する相談)

078-341-7441 受付時間 月～金 9:00～17:45(土日祝・12/29～1/3除く)

●特定非営利活動法人「ぱっぷす:PAPS - 性的搾取に終止符を打つためのプロジェクト」

相談専用電話050-3177-5432

メール相談はホームページから <https://www.paps.jp/support>

「アダルトビデオ/性風俗関係で困っている、リベンジポルノ/盗撮被害、性的な写真を送ってしまった、身近な人に被害を相談された、動画や画像を削除したい」などの相談を受けている団体

警察にできること



真相を明らかにするとともに、児童生徒の立ち直りを目的とした支援を行う

警察では、近年、SNSの普及により「子どもの性暴力被害」が増加していることから、捜（調）査による真相解明はもちろん、被害を受けた児童生徒に対する早期保護や支援にも努めています。

教職員の中には、「警察に相談するとすぐに事件として取り扱われ、その後の学校と児童生徒、保護者との関係が悪化するかもしれない」と不安を感じる方も多いと思います。警察が学校における性暴力被害を認知したら、まずは教職員等から事案の概要を把握し、事案を事件として取り扱うか否かを判断します。そのうえで、被害児童生徒の安全確保に向けた支援や、加害児童生徒に対する措置等を行います。

事件として取り扱う場合、**被害児童生徒**には、事件化したためにさらに心の傷を深めてしまうことが懸念されます。警察では、性暴力被害を受けた児童生徒に対して、性格や個々の事情に応じた事情聴取の実施や、プライバシーの配慮等、被害児童生徒の精神的負担の軽減に努めています。具体的には、プライバシーが確保できる聴取場所、時間の設定や希望する性別の警察官による事情聴取など、可能な限り被害児童生徒の特性や個々の事情に配慮した措置を講じているほか、被害児童生徒や保護者等の希望によりカウンセリングの依頼やその費用の一部を公費負担する制度（強制性交や強制わいせつ等の場合）を設けています。

加害児童生徒に対しては、真相を明らかにして、適切な保護処分を受けさせるべく、捜（調）査手続きを行います。警察では、処分を受けた後も**少年サポートセンター**による立ち直し支援活動等、再非行防止に向けた取り組みを行っています。兵庫県の場合、少年サポートセンターには警察官と少年補導職員の両方がおり、臨床心理士の資格を持っている者もおりますので、生活態度や家庭環境も含めあらゆる相談に対応可能かと思います。また近年はとくに少年（男女を問わず）の被害者支援、事情聴取時の支援、保護者相談などにもかかわっています。

事件として取り扱わない場合でも教職員等と連携し、学校内の安全確保や、事案の再発防止に向けた助言指導や相談・支援は可能です。

2020年2月から、事案の背景にインターネット依存が疑われる児童生徒（加害、被害児童生徒いずれも対象）に対し、公費負担による専門医の診察や、カウンセリングを受けることができる制度を構築しています。

学校における性暴力被害は、周囲の目やその後の人間関係等もあり、被害児童生徒が打ち明けにくく、潜在化し易いものです。学校で児童生徒間の性暴力等の対応に悩むこともあると思いますが、事案の断片を把握できた時点で、まず被害児童生徒支援への第一歩を踏み出すことに成功しています。

それぞれの機関によって役割は異なりますが、「子どもを守る」という思いは同じです。被害児童生徒の声を聴き逃すことがないよう、関係機関でそれぞれができる事を共有し合い、最善の方策を考えましょう。

弁護士にできること



学校内で児童生徒同士が当事者となる事件が発生した場合、当事者はもちろん、学校もその対応に迷うと思われます。スムーズにより良い解決へと導くため、被害児童生徒にも、加害児童生徒にも、そして学校側にも、法的なサポートが必要です。

被害児童生徒に対して：被害児童生徒は加害行為によって権利侵害を受けています。また、今後その侵害が継続する可能性や二次被害を受ける可能性もあります。「被害者の権利」を守るためには早期に弁護士のサポートを求め、さらなる侵害を防止すべきでしょう。

加害児童生徒に対して：加害行為の背景事情を聴き取っていくと、加害児童生徒も保護者や他の児童生徒との関係で被害者であることも少なくありません。それらの事実を踏まえて、加害児童生徒への対応を考えましょう。加害児童生徒の行為が法的にどう評価されるのか、学校は警察へ通報すべきか、通報した場合、加害児童生徒はどのように扱われるのかなど、刑事事件に関する知識が求められる場面があります。刑事事件として扱われる場合、取り調べは事件の捜査になりますので、弁護士は同席することが出来ません。そのため、捜査の流れについて事前に説明を受けておくことは、加害児童生徒が自分の権利を守るために必要なことです。

被害が発覚した時点で弁護士への相談も行っておくと、その後の流れや被害・加害児童生徒の権利について関係者が理解したうえで対応できるメリットがあります(法テラスなど⇒つなぐ先一覧 p.22)。被害・加害双方の保護者が感情的になっている場合にも、当事者の代理人として弁護士が間に入り、休学や転校の問題などお互いの権利を守りながら、被害の回復や再犯防止について冷静に話し合うことができれば、より良い解決に導くことが期待できます。両当事者を話し合いができる状況に促す過程で迷うことがあれば、スクールロイヤーとしての弁護士が、教職員をサポートしていきます。



コラム

性暴力被害者支援センターにできること

性暴力被害にあった人たちは、それまでの日常生活が一変するような経験を余儀なくされます。傷つき、混乱し、これからどうしたらよいのか途方に暮れてしまうことは、被害にあった児童生徒だけでなく、その保護者や教職員にも当然あることです。性暴力被害者支援センターでは、専門的な研修を受けた相談員がお話を伺いながら必要な情報を提供することができます。被害児童生徒だけでなく、保護者や教職員も匿名で相談することができ、ご本人の了承がない限り、相談内容が外に漏れることはありません。警察の事情聴取や医療機関への付き添い、カウンセリングの紹介や各種費用のサポートなど、各センターにより可能な支援内容は少し異なることもありますが、まずはホットラインへお電話してください(⇒つなぐ先一覧 p.22)。

マスコミの立場から

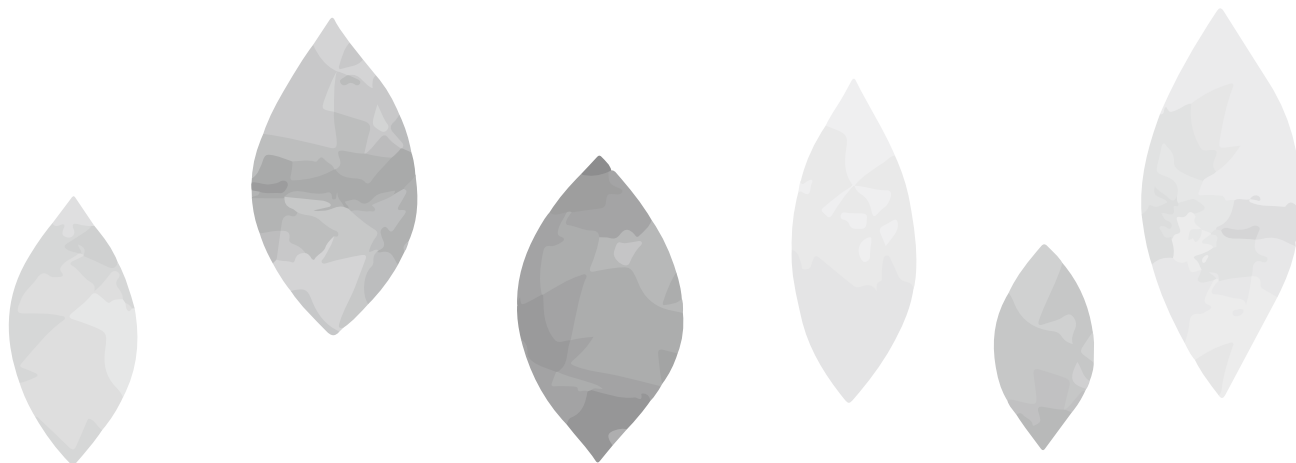


性暴力被害が公になると、マスコミへの対応が必要になる場合もあります。教育委員会が情報を一元化し対応することになりますが、学校における性暴力被害について関心を持ち研修を重ねてきた新聞記者として、学校側が報道と関わる際の留意点についてまとめました。

学校で起きた事件の取材に応じる場合、必要なのは何が起きたかの具体的な情報です。「どこをどう触ったか」といった行為の詳細ではなく、どんな状況、どんな関係性……など、なぜそのことが起きてしまったのかという問題点を考えるために必要な情報です。個人が特定されないようにしつつ情報提供することは可能であると考えます。しかし、報道機関にとっては問題ないと思える情報でも個人の特定につながる場合があります。そんなときは「個人情報なので言えない」ではなく、例えば「この部活をしている生徒が限られているので、部活名は伏せます」というように、なぜ具体的にいいないのかを説明してください。隠蔽しているのではと感じると記者は追及せねばと考えてしまうものなので、この点からもなぜいいないのかを説明することは大切です。

取材の際には「報道に際して心配なこと」を記者に伝えることで、話し合いながら報道をともにすることは可能です。しかし「検閲」になることを防ぐため、最終的にどう報道するかは報道機関が決める点についてはご理解をお願いします。

性暴力が長く「いたずら」と片付けられ、声を上げにくい状態が続いてきた中で、私たち報道機関は性暴力の実態が世に伝わることで、今後、性暴力が起きないようにするために取材をしています。子どもたちのためになる報道ができるよう、記者を支えていただけるとありがたいです。



よりよい支援のために、学校が必要に応じて他の機関と連携するとともに、子どもや保護者がいつでも相談することができるよう、この情報を提供してください。

■どうしてよいかわからない時(子ども・保護者・教職員も相談できます)

特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご	電話・面談・メールによる相談、病院と連携、受診の付き添い、 法律相談の付き添い、医療・カウンセリング助成(条件があります) 06-6480-1155 月～金 9:30～16:30(祝・年末年始除く)
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」 (兵庫県から委託を受けた公益社団法人 ひょうご被害者支援センターが運営)	電話・面接相談、病院・警察等への付添い、心理相談(臨床心理士)、 法律相談(弁護士)、医療助成 078-367-7874 月火水金土 10:00～16:00 (祝・8/12～16、12/28～1/4除く)
公益社団法人 ひょうご被害者支援センター	犯罪被害全般:電話・面接相談(詳しくはHPをご覧ください) https://www.supportthyogo.org
こども家庭センター(児童相談所) 兵庫県所管:中央・西宮・川西・姫路・豊岡 神戸市所管:神戸市こども家庭センター 明石市所管:明石こどもセンター	18才未満の子どもに関する、専門的な知識や技術を必要とする様々な問題につ いての相談援助活動、一時保護 兵庫県 相談受付 月～金9:00～17:00(祝・12/29～1/3除く) 神戸市 相談受付 月～金8:45～17:30(祝・12/29～1/3除く) 明石市 相談受付 月～金8:55～17:40(祝・12/29～1/3除く)
兵庫県警察 「性犯罪被害110番」	電話相談(24時間対応) 女性警察官が対応 ※平日の夜間及び土日、祝日に限り、女性警察官が要件中で電話に出られない 場合あり(相談者の意向を確認し、男性警察官が対応) 0120-57-8103(こころのなやみ ハートさん)
ひょうごっ子悩み相談センター	ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全) 相談24時間ホットライン 子どもSOSダイヤル0120-0-78310(通話料無料・携帯電話利用可)
尼崎市子どもの育ち支援センター “いくしあ”	子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添 い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う総合施設 総合電話相談 06-6430-9989 月～金 9:00～17:30(祝日除く)

■こころのケア

兵庫県こころのケアセンター	被害者に対するトラウマ・PTSD等「こころのケア」に関する専門的な相談や診療 078-200-3010(代) 電話相談、面接相談(予約制)、診療(紹介状必要) 火～土 9:00～12:00、13:00～17:00(祝・年末年始除く)
兵庫県立 ひょうご こころの医療センター	児童思春期精神科外来(予約制)、入院専門治療施設・ 児童思春期センター「ひかりの森」開設 078-581-1013(代)
一般社団法人 もふもふネット	被害者・加害者その家族に対するケアとサポート、加害行動変化に働きかける 治療教育プログラム実施(有料) https://mofumofunet.jimdo.com/

■安全、法的支援

兵庫県警察 被害者支援室(サポートセンター)	被害者に対するカウンセリング等「被害者こころの電話」 0120-338-274 月～金 9:00～17:45(祝・12/29～1/3除く)
兵庫県警察 少年サポートセンター(県内12ヶ所)	少年相談活動、補導された子どもやその保護者に対する継続的な指導や助言、立 ち直り支援プログラムの実施、ネットトラブルへの対応 電話・面接相談 月～金 9:00～17:30 警察官・少年補導職員が対応
兵庫県内警察署少年担当係	上記対応については、県下の警察署少年担当係でも対応 ※24時間対応している。緊急時(子どもの生命に重大な事態が生じるなど)は 110番。管轄警察署、電話番号は、兵庫県警察ホームページで確認できます。
兵庫県弁護士会 犯罪被害者支援センター	弁護士による法律相談などの法的支援 兵庫県弁護士会館(神戸)お問い合わせ電話番号:078-341-8227 月～金 10:00～11:45 13:00～15:00 姫路支部 079-282-8458 月～金 9:00～17:00
日本司法支援センター(法テラス)	刑事手続き、法制度に関する情報提供、弁護士による法律相談(予約制) 犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00

■必要な支援機関を検索する

性暴力被害者のための バーチャル・ワンストップ支援センター	ネット上で被害別、時間経過別、地域別に資源を一覧できる https://onestop-hyogo.com/
----------------------------------	--



		No.	記載者	
日時	年 月 日 ()			
	～ 対応時間 分			
本人の情報	☐ 本人	よみがな	☐ 本人以外からの聴取 名前() 本人との関係:	
		名前		
	性別	女・男・その他()		
	年齢	歳 年生		
被害内容	☐ レイプ・強制わいせつ	☐ 挿入あり (膣・肛門・口)	被害日時	年 月 日 時 ☐ 不明
	☐ 性虐待	☐ 接触のみ	時間経過	～72時間・～1ヶ月・～1年・1年～・10年～・不明
		☐ 接触なし	けがや出血・痛み	なし・あり()
		☐ 不明	被害にあった場所	
	☐ デートDV		加害者との関係	
	☐ その他 ()		警察へ通報・相談	済()警察署・未・しない
	☐ 不明		医療機関受診	済(病院名)・未・希望なし
			精神症状	恐怖・不安・不眠・フラッシュバック・その他()
	情報共有(日づけと担当者名) 1: 家族・親族() 2: 友人() 3: 学校内() 4: 児童相談所() 5: 相談機関() 6: 警察() 7: 弁護士() 8: 医療機関() 9: その他			
	【被害内容】 詳細を聴かず、太枠の部分のみ把握する。聴取内容は本人の語った言葉で記載			
引き継ぎ事項・コメント				

参考文献

- 藤森和美・野坂祐子：子どもへの性暴力－その理解と支援－. 誠信書房, 2013.
- シンシア・L・メイザー、K・E・デバイ：あなたに伝えたいこと 性的虐待・性被害からの回復のために. 誠信書房, 2015.
- ピート・ウォリス：犯罪被害を受けた子どものための支援ガイド 金剛出版, 2016.
- 中井久夫：いじめのある世界に生きる君たちへ. 中央公論新社, 2016.
- W. N. Friedrich, W. Hobart Davies, Eleonara Feher, et al. : Sexual Behavior Problem in Preteen Children Developmental, Ecological, and Behavioral Correlates, Ann. N. Y. Acad. Sci. 989; 95-104, 2003.
- ティモシー・カーン：回復への道のりーロードマップ. 藤岡淳子監訳, 誠信書房, 2009.
- 藤岡淳子：性暴力の理解と治療教育. 誠信書房, 2006.
- 宮口幸治：性の問題行動をもつ子どものためのワークブックー 発達障害・知的障害のある児童・青年の理解と支援. 明石書店, 2015.

参考サイト (2020年6月現在)

- いじめ対応マニュアル〈改訂版〉 兵庫県教育委員会
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>
- 総務省 教育情報化の推進「インターネットトラブル事例集2020年版」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000681954.pdf
- 若年層を対象とした性的な暴力の啓発 内閣府男女共同参画局
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
- 「わたしはだいじょうぶ！ ～ほんとかな？ 気をつけて、こんなワナ～」
子どもの性の健康研究会作成
http://csh-lab.com/leaflet_download
- 「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」 JST/RISTEX「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域採択「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」プロジェクト 20180500_ooka_TIC_A3.pdf
- 「DVって何？ デートDV」尼崎市女性センタートレピエ ホームページ
<https://www.amagasaki-trepied.com/dv/dv.html#datedv>
- 性教育の手引, 東京都教育委員会, 2019.
<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/about.html>
- ～幼児・小学校低学年向け～児童養護施設における性(生)教育プログラム資料台本集, 島根県中央児童相談所, 平成23年.
seikyouiku_Web
- 「供述支援に関する少年補導職員座談会・研究会:「話せない子ども」を支援する:報告」京都産業大学社会安全・警察学研究所の紀要「社会安全・警察学」第5号
https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10321&item_no=1&page_id=13&block_id=21

執筆協力機関・協力者一覧 (50音順)

尼崎市教育委員会

特定非営利活動法人	性暴力被害者支援センター・ひょうご
東 浩太郎	兵庫県警察本部生活安全部少年課
岩切 昌宏	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター
大岡 由佳	武庫川女子大学
服部 隆志	大阪府岸和田子ども家庭センター
福岡ともみ	兵庫県立尼崎総合医療センター
毎原 敏郎	兵庫県立尼崎総合医療センター
水川 邦子	公認心理師
山崎 晴恵	弁護士

発 行 2020年6月

発行元 この手引きは、国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」の成果物です。教育関係者、医師（小児科、精神科、産婦人科）、福祉、警察、弁護士、NPOなど多領域の関係者で作成しました。

調査研究者：兵庫県立尼崎総合医療センター 田口奈緒

連絡先 兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科
Email: webg.onestop.tic2017.2020@gmail.com
TEL:06-6480-7000 (#3830)